別表六（七）　中小企業者等が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

円

中小企業者等の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額	1	
	中小企業者等税額控除限度額 (1)×12/100	2	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	3	
	当期税額基準額 (3)×20又は30/100	4	
	当期税額控除可能額 ((2)と(4)のうち少ない金額)	5	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「11の②」)	6	
	当期税額控除額 (5)－(6)	7	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (4)－(5)	8	
	繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (17の計)	9	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((8)と(9)のうち少ない金額) ((14の①)≦(16の②)の場合は0)	10	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「10の②」)	11	
	当期繰越税額控除額 (10)－(11)	12	
法人税額の特別控除額 (7)＋(12)		13	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期超過要件に係る試験研究費の額の計算

		当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
		①	②
試験研究費の額	14	円	円
当該事業年度の月数 / 前事業年度又は前連結事業年度の月数	15		———
改定試験研究費の額 (14)×(15)	16		円

翌期繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (17)－(18)
	17	18	19
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・			外　円
計		(10)	
当期分	(2)	(5)	外
合計			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六(七)の記載要領第1号中「若しくは」を「又は」と改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第3号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の4の2第5項第3号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の4第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を「、同第11号中「「試験研究費の額　(17)」」を「「試験研究費の額　(14)」」と改め、「「試験研究費の額に」の次に「租税特別措置法第42条の10第6項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び」を、「試験研究費の額から」の次に「租税特別措置法施行令第27条の10第4